

社会福祉法人琴丘ふくし会役員・評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人琴丘ふくし会（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬並びに費用弁償について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務状況に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

2. 理事長に対しては、業務に応じて報酬を支給することとし、その額は月額とし、別表第1のとおりとする。
3. 理事長以外の理事、監事、評議員に対する支給基準額は日額とし、別表第2に定める額とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、理事長及び施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2. 前項の規定により支給する費用弁償の額は別表第3のとおりとする。
3. 交通費の実費が別表第3の費用弁償額を超える場合は、「社会福祉法人琴丘ふくし会職員旅費規程」に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。理事長及び役員である施設職員の場合も同様とする。

附 則

この規程は、平成12年5月17日から施行する。

なお、平成3年10月1日施行の社会福祉法人琴丘ふくし会役員の費用弁償に関する規程は、廃止する。

平成18年4月28日一部改正（第1条、第2条、第3条）

平成24年3月29日一部改正（第2条2項）（別表）

平成24年10月31日一部改正（別表）

平成25年12月1日一部改正（別表）

平成28年12月13日一部改正（第1条、第2条、第3条）（別表）

この規定は平成29年4月1日から施行する。

別表第1

役職名	報酬額（月額）	年総額	
理事長	200,000円	2,400,000円以内	通常のコ用を含む

別表第2

役職名	報酬額（半日額）	報酬額（1日額）	年総額
評議員	5,000円	10,000円	120,000円以内
理事	5,000円	10,000円	120,000円以内
監事	5,000円	10,000円	120,000円以内

別表第3（費用弁償）

役職名	町内	町外
理事長	—	旅費規程に基づき支給
役員である施設職員	—	旅費規程に基づき支給
評議員	2,000円	旅費規程に基づき支給
理事	2,000円	旅費規程に基づき支給
監事	2,000円	旅費規程に基づき支給